

# 京都府地球温暖化対策条例の一部改正（中間案）について

## I 条例改正の趣旨

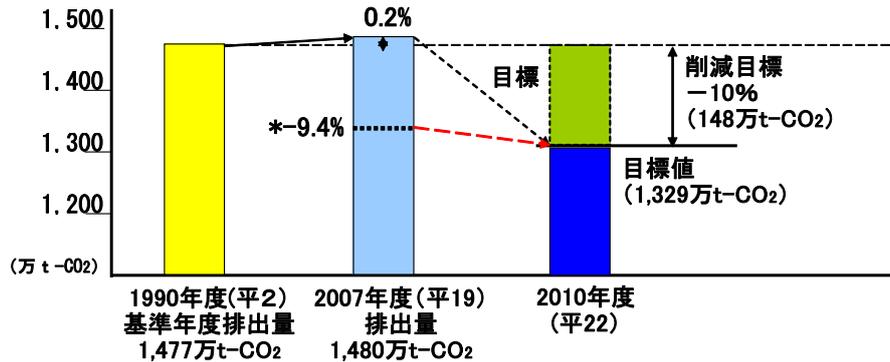
- ・ 京都府では、平成17年2月16日の京都議定書の発効を受けて、京都府内の地球温暖化対策を更に総合的・体系的に推進していくため、京都府地球温暖化対策条例を平成18年4月1日に施行しました。
- ・ この条例の第2条第2項において、温室効果ガスの削減目標として平成22年度までに平成2年度比で10%削減することを規定し、府民や事業者の皆様とともに温暖化対策に鋭意取り組んでいるところです。
- ・ この度、条例の目標年度である平成22年度を迎え、平成23年度以降の新たな削減目標とその達成のために必要な施策等を改めて規定していく必要があるため、昨年11月に京都府環境審議会に条例の一部改正を諮問したところです。
- ・ 京都府環境審議会においては、これまでの対策の取組状況をはじめ、地球温暖化防止に関する科学的知見や関連技術の向上、国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、新たな削減目標や施策などについて活発に議論され、これを受け、京都府として、条例の一部改正（中間案）を取りまとめました。

## II これまでの対策の取組状況

### 1 府内の温室効果ガス排出量の状況

- ・ 京都府内の温室効果ガスの排出量は、平成19年度（2007年度）で1,480万t-CO<sub>2</sub>と、基準年度（平成2年度（1990年度））比で約0.2%の増加となっています。  
この数値を関西電力が目標とする電気排出係数（0.282kg-CO<sub>2</sub>/kwh）を用いて換算すると約9.4%の減少となりますが、目標年度である平成22年度（2010年度）の温室効果ガスの排出量10%削減に向けて、もう一段の取組が必要と考えられます。
- ・ 部門別の排出量は、構成比を見ると、産業部門からの排出が25.4%、運輸部門は23.5%、民生部門の家庭系は22.2%、業務系は20.3%となっています。基準年度比では、産業部門が29.1%の減少となっているのに対して、業務系は36.8%の増加、家庭系は21.9%の増加、運輸部門は0.6%の増加となっています。
- ・ これは、業務系ではオフィスビルなどの業務用の建築物の床面積の増大や空調設備等の増加等により、また家庭系では、エアコンや冷蔵庫などのエネルギー消費の多い電気機器等の保有台数の増加や大型化等により、それぞれエネルギー消費量が増加したことが要因と推測されます。
- ・ また、産業部門、運輸部門及び民生・業務部門のうちの中企業の排出量は、府内全体の排出量の約3割を占めていますが、資金面や人材面の要因により、削減対策が進みにくい状況が見られます。

図1 府内の温室効果ガス排出量



(電気排出係数) (0.35kg-CO<sub>2</sub>/kWh) (0.366)

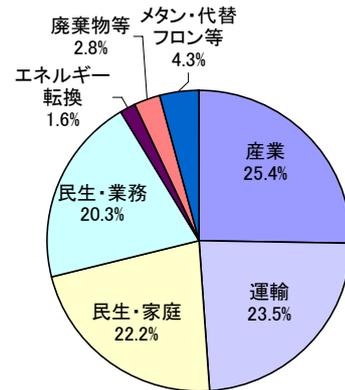
注)\*2007年度(平成19年度)の排出量は、1990年度(平成2年度)と比べて0.2%増となっているが、関西電力株式会社が京都議定書の第一約束期間において目標とする電気排出係数=0.282を仮定して換算すると9.4%減となる。

表1 部門別の排出量

(単位: 万t-CO<sub>2</sub>)

部門	1990年度	2007年度	(1990年度比)
産業	530	376	-29.1%
割合(%)	35.9%	25.4%	—
運輸	346	348	0.6%
割合(%)	23.4%	23.5%	—
民生・家庭	269	328	21.9%
割合(%)	18.2%	22.2%	—
民生・業務	220	301	36.8%
割合(%)	14.9%	20.3%	—
エネルギー転換	7	23	228.6%
割合(%)	0.5%	1.6%	—
廃棄物等	39	41	5.1%
割合(%)	2.6%	2.8%	—
メタン・代替フロン等	66	63	-4.5%
割合(%)	4.5%	4.3%	—
合計	1,477	1,480	0.2%

図2 部門別の排出量割合 (2007年度)



## 2 条例に基づく施策の実施状況

- これまで、京都府では、条例に定めた10%削減目標を達成するため、地球温暖化対策推進計画等に基づき、各事業分野ごとに目標値を定めて取組を推進してきました。その結果、大規模排出事業者の温室効果ガス排出量の削減、エコカーマイスターの養成等については、目標が達成されています。
- また、地球温暖化防止活動推進員の設置や家庭の省エネ対策についても、京都府地球温暖化防止活動推進センターとの連携などにより各事業の目標が達成されています。住宅用太陽光発電の導入については、目標とする15,000戸の達成には至っていないものの、平成21年度から加速度的に導入件数が増加しています。
- 一方、地球温暖化対策地域協議会の設置など地域における取組に遅れが見られ、今後の取組の推進が求められます。

表2 地球温暖化対策条例に基づく主な施策の実施状況

分野	対策の内容	目標値(平成22年度)	達成状況(平成22年4月末現在)
府の対策 (率先実行)	府の事務事業における温室効果ガスの削減	平成22年度比▲10%超	全体:平成22年度比▲5.6%(平成20年度末現在) 本庁:平成22年度比▲14.4%(平成20年度末現在)
事業活動に係る 対策	環境マネジメントシステムの普及	—	KES認証取得 1,345事業者
	事業者排出量削減計画・報告・公表制度	200事業者▲5%	277事業者で▲6.7%(平成20年度末現在) ※うち5%以上削減達成事業者 119事業者 ※要提出事業者100%提出
建築物に係る対策	建築物排出量削減計画・完了届出・公表制度	年100件	府全体:年94件(平成21年度分)(累計473件) うち京都市:年57件(累計343件)
	建築物緑化計画・完了届出制度	年100件	年142件(平成21年度分)(累計497件)
自動車交通に係る 対策	アイドリング・ストップ	—	普及啓発キャンペーンの実施(街頭啓発、ポスター配布等)
	エコドライブマイスターの設置	800名	709名
	エコカーマイスターの設置	300名	1,058名
	事業者によるエコドライブ推進	エコドライブ宣言 200事業所	283事業所
		環境にやさしい配送宣言 150事業所	168事業所
低公害車の普及促進	25万台	33万5千台(平成21年9月末現在) (ハイブリッドカー 12,894台(平成21年9月末現在)) (天然ガス自動車 627台(平成21年9月末現在))	
電気機器等に係る 対策	京都エコポイントモデル事業	3,000世帯	3,419世帯
	環境家計簿の利用拡大	10,000世帯	46,538世帯(平成22年2月末推計)
	省エネマイスターの設置	300名	365名
自然エネルギーの 利用等による対策	住宅用太陽光発電設置	15,000戸	10,200戸(平成21年度末推計)
	府施設での太陽光発電導入	500kW	511kW(14施設)
環境教育・環境学 習の推進	地球温暖化防止活動推進員の設置	200名	284名
	地球温暖化対策地域協議会の設置	26協議会 (全市町村で設置)	12協議会
森林保全・整備等	森林吸収源として認められる森林の整備	14.8万ha (約54万t-CO <sub>2</sub> )	約13万ha
	森林ボランティア団体等の拡大	70団体	60団体
	「ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 」認証等製品出荷量	年間 16,000m <sup>3</sup>	年間 17,272m <sup>3</sup> (平成21年度分)
環境産業の育成等	京都産業エコ推進機構によるエコ産業の育成、進行	—	—
国際環境協力の推 進等	KYOTO地球環境の殿堂	—	創設 平成22年2月14日 ※第1回殿堂入り者 グロ・ハルレム・ブルトラント氏 (ノルウェー)、真鍋 淑郎氏(アメリカ合衆国)、ワング リ・マータイ氏(ケニア共和国)
	京都環境文化学術フォーラム	—	第1回 平成22年2月13日、14日 ※参加者 約1,000名

\* 目標値は、地球温暖化対策推進計画等に基づいて平成22年度を目標年度として設定されたものである。

### Ⅲ 条例改正の内容

#### 1 削減目標（前文及び第1章関係）

- ・ 地球温暖化問題をめぐる世界の潮流は、産業革命前からの地球全体の平均気温の上昇を2℃を超えないようにすべきとの科学的知見に基づき、2050年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を半減し、先進国全体では80%以上の削減を行うべきとのコンセンサスが醸成されてきています。
- ・ このような中、政府においては、地球温暖化対策基本法案において、国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年度までに温室効果ガス排出量を25%削減する中期目標及び2050年までに80%を削減する長期目標を規定し、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税の導入など温室効果ガスの削減に向けた制度構築に取り組もうとしています。
- ・ 京都議定書誕生の地である京都府として、地球温暖化問題をめぐる世界の潮流や国の動向等を踏まえつつ、引き続き、地球温暖化対策における先導的な役割を果たしていくため、国を上回る削減目標を定め、その達成に向けて先駆的な取組を推進していくことが求められています。
- ・ このような情勢を踏まえ、条例の一部改正に当たっては、府民、NPO、企業など府内の様々な主体が目標を共有して地球温暖化対策に取り組んでいくことができるよう、長期的な視点から低炭素社会の実現を目指すための長期目標と、そのプロセスを着実に進んでいくための中期目標を掲げる必要があります。

#### 改正内容

- ① 条例前文に、長期的な目標として、平成62年度（2050年度）までに温室効果ガス排出量が大幅に削減された「低炭素社会」の実現を目指すとの認識を追加します。
- ② 平成23年度（2011年度）以降の府内における中期的な温室効果ガス排出量の削減目標として、平成42年度（2030年度）までに、平成2年度（1990年度）と比べて40%削減する目標を規定します。
- ③ この中期的な目標を着実に達成するためには、中間年である平成32年度（2020年度）までに平成2年度（1990年度）に比べて25%以上の削減が必要であり、そのために講じるべき総合的な対策を、条例に基づく「地球温暖化対策推進計画」に規定します。

#### 2 府による地球温暖化対策（第2章第1節関係）

- ・ 削減目標の達成を図るためには、企業、家庭、NPOなど様々な主体が、それぞれの特性を活かして削減対策に取り組み、それらが相乗効果をもって持続的に推進されるよう、府の施策を更に強化・拡充していくことが重要です。

## ア 京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度の構築

- ・ 国において検討が進められている大規模排出事業者を対象とする国内排出量取引制度との連携・補完を図りながら、府内の大規模排出事業者の排出削減を促進するとともに、中小企業の取組を支援していくための施策（仕組みづくり）が必要です。

### 改正内容

府の対策として、大規模排出事業者の排出削減の取組を対象とする総合評価制度を導入するとともに、京都版CO<sub>2</sub>排出量取引制度（中小企業における削減対策をはじめ、家庭における省エネ、企業やNPOによる森林整備などによるCO<sub>2</sub>削減価値（カーボンクレジット）を大規模排出事業者等が購入し、自らの排出量と相殺する仕組みを通じ、府全体のCO<sub>2</sub>排出削減につなげる制度）の構築に取り組むことを規定します。

## イ 電気自動車等の普及促進

- ・ 運輸部門における削減対策として、電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及を一層促進することが重要です。

### 改正内容

府の施策として、電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及促進を規定します。

## ウ 地球温暖化への適応策の推進

- ・ 温室効果ガスの排出削減のための対策の推進と併せて、地球温暖化によってもたらされる自然災害、人の生命又は身体、食料の生産、生物の多様性等への悪影響の防止や軽減対策など、温暖化への適応策を講じていくことが必要です。

### 改正内容

府の施策として、地球温暖化などの気候変動によってもたらされる災害などの悪影響に的確に適応していくための対策に取り組むことを規定します。

#### \* 地球温暖化への適応策

気候変動に伴うゲリラ豪雨などへの防災対策、猛暑による熱中症の増加や、高温による農産物の収量減・品質低下、病害虫被害の増加など農林水産業への悪影響、生物の分布域変化、外来種の進入など自然生態系への影響等を防止・軽減するための対策

## エ 府の公共建築物への府内産木材、再生可能エネルギーの率先導入

- ・ 府の総面積の75%を占める森林の整備を促進し、CO<sub>2</sub>吸収機能を高めるためには、府内産木材の需要拡大が不可欠であり、府が率先して府内産木材を活用する取組を進めることが必要です。また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、府が率先して太陽光発電などを公共建築物に導入していくことが必要です。

## 改正内容

府の率先実行の取組として、府公共建築物の新增築時における府内産木材利用及び再生可能エネルギーの導入について規定します。

### 3 事業活動に係る地球温暖化対策（第2章第2節関係）

- ・ 事業活動においては、環境経営の基礎となる環境マネジメントシステムの導入を進めるとともに、大規模排出事業者における削減を促進するための事業者排出量削減計画書等の提出制度の拡充、中小企業が省エネやCO<sub>2</sub>削減対策に取り組みやすいような支援策などを講じていくことが重要です。

#### ア 環境マネジメントシステムの導入促進

- ・ 現行条例では、事業者は環境マネジメントシステムの導入等に努めることとされていますが、ISO14001やKES等の環境マネジメントシステムの導入を更に積極的に推進し、事業活動における省エネや削減対策を一層促進していくことが必要です。

## 改正内容

特定事業者に対する環境マネジメントシステムの導入の義務化について規定します。

#### \* 特定事業者

①年間エネルギー使用量の合計が原油換算1,500kl以上の大規模事業者等（コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーン事業者を含む。）、②府内に登録している車両の台数が、バス又は貨物100台以上、タクシー150台以上、鉄道150両以上の大規模運輸事業者、③年間温室効果ガス排出量（エネルギー使用以外）の合計が、3,000t-CO<sub>2</sub>以上の事業者

#### \* 環境マネジメントシステム

環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組み

#### イ 特定事業者の削減対策の総合評価及び低評価事業者の追加削減対策に係る制度の創設

- ・ 現行条例では、特定事業者等を対象とする事業者排出量削減計画書等の提出制度を定めています。この制度をより実効ある仕組みへと進化させ、更なる排出削減につなげることが必要です。

## 改正内容

特定事業者から提出された排出量削減計画書・同報告書に基づき、当該事業者の対策の進捗状況について様々な角度から評価（総合評価）するとともに、低評価となった事業者に対して追加削減対策を求める（助言及び公表）制度について規定します。

#### \* 事業者排出量削減計画・報告・公表制度

府内における特定事業者に対し、温室効果ガス削減の自主的数値目標や当該目標を達成するための対策等に係る計画書・報告書の作成、提出を求め（義務）、知事が公表することにより、社会や市場での評価を通じて取組を促進する制度（義務対象未満事業者も任意参加が可能）

## ウ 事業者排出量削減計画書等の提出制度における提出窓口の一本化

- ・ 現行条例で規定する特定事業者を対象とした排出量削減計画書等提出制度については、京都市においても条例で同じ制度を規定されており、府と市の双方に排出量削減計画書等を提出することとなっています。京都市内にのみ事業所を有する特定事業者にとっては、提出する計画の内容が全く同じであることから、府と市の重複を回避し、負担軽減を図る必要があります。

### 改正内容

特定事業者に対する排出量削減計画書等の提出制度について、特定事業者の負担軽減を図るための措置（市町村との提出窓口の一体化）を講じます。

## エ エコ通勤に係る計画書等の提出制度の創設

- ・ 温室効果ガスの排出量が多い特定事業者については、社会的な影響力が大きいことから、事業における削減対策と併せて、従業員の通勤における環境行動に取り組んでいくことが有効であり、そのための動機付けを行うことが必要です。

### 改正内容

特定事業者に対して、従業員のエコ通勤を進めるための取組に係る計画書及び報告書の提出を義務化し、知事が公表する制度を規定します。

#### \*エコ通勤

通勤に当たり、過度な自動車利用を抑制し、鉄道・バス等の公共交通機関や自転車・徒歩による通勤を促進

## オ 排出削減のための補完的措置の拡充

- ・ 現行条例では、特定事業者等を対象とする排出量削減計画書等提出制度において、削減目標を達成する手段として、自らの対策による削減のほかに、森林の保全及び自然エネルギーの利用等の補完的措置を規定しています。この補完的措置に中小企業等のCO<sub>2</sub>削減によって発生する国内クレジットなどを加えることにより、大規模排出事業者と中小企業の連携による削減対策の促進につなげることが必要です。

### 改正内容

事業者排出量削減計画書に定めた削減目標達成のための補完的手段として、国内クレジットなど中小企業における排出削減対策によって生み出されたCO<sub>2</sub>削減価値の活用を追加します。

#### \*削減目標達成のための補完的措置

事業者排出量削減計画書等提出制度において、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減によるほか、規則で定められた「森林の保全及び整備」「府内産の木材の利用」「自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給」「グリーン電力の利用」「家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入」を排出量から差引できる仕組み

#### \*国内クレジット

大企業の資金・技術により中小企業が排出を削減した場合、当該大企業がその削減量を自らの削減分として環境自主行動計画等に反映させる仕組みである国内クレジット制度において認められるクレジット（CO<sub>2</sub>削減価値）

## カ 中小企業を対象とする共同排出量削減計画書等の提出制度の創設

- ・ 現行条例では、特定事業者に対して排出量削減計画書等の提出を義務付ける一方で、特定事業者以外の中小企業については任意で同計画書等を提出することができることとされています。中小企業においては単独で同計画書等の提出を行うことが難しい状況もあることから、業種・業界など関係する複数の中小企業が共同で同計画書等を提出し、削減対策に取り組むことのできる制度の創設が必要です。

### 改正内容

特定事業者以外の中小企業等が、排出量削減計画書等を共同で提出できる制度とともに、それらの自主的な削減を促進するための評価と助言、融資・助成等のインセンティブ（誘因）の付与の仕組みを規定します。

## 4 建築物に係る地球温暖化対策（第2章第3節関係）

- ・ 現行の条例では、環境への負荷が大きい特定建築物（延床面積が2,000㎡以上の建築物）に対して、新築・増築の前にCASBEE\*に基づく建築物環境性能評価による削減計画書の提出を求めています。
- ・ 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収源対策の強化や再生可能エネルギーの導入促進を図る観点から、特定建築物の環境性能を一層向上させていくことが重要です。

\*CASBEE (Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency)

国土交通省の支援のもと国際的な基準をめざして産官学共同プロジェクトとして組織されたJSBC（日本・サステナブル・ビルディング・コンソーシアム）において開発された建築物に関する環境性能評価を総合的に行うためのシステム

### ア 特定建築物への府内産木材の利用の義務化

- ・ 府内での木材需要を拡大し、それによって森林整備を進め、府の総面積の75%を占める森林のCO<sub>2</sub>吸収機能を高めるため、多くの資材を使用する特定建築物における府内産木材の利用を促進することが必要です。

### 改正内容

特定建築物の新増築時における一定量以上の府内産木材利用の義務化について規定します。

### イ 特定建築物への再生可能エネルギーの導入の義務化

- ・ 再生可能エネルギーの導入促進を図るため、特定建築物における太陽光等の再生可能エネルギーの導入を積極的に促進することが必要です。

### 改正内容

特定建築物の新増築時における一定量以上の太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の義務化について規定します。

## 5 自動車交通に係る地球温暖化対策（第2章第5節関係）

- ・ 運輸部門における削減対策として、電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及を一層促進することが重要です。

### ア 電気自動車等の普及促進

- ・ 電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の普及は、運輸部門におけるCO<sub>2</sub>の排出削減効果が大きいと考えられることから、自動車等の購入者等が積極的にこれらを購入することに努めるとともに、自動車等を提供する事業者がこれらの提供に努めることが必要です。

#### 改正内容

- ① 自動車等の購入者において、電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の購入に努めるよう規定します。
- ② 事業者において、電気自動車等をはじめとする温室効果ガスを排出しない自動車等の提供に努めるよう規定します。

## 地球温暖化対策（分野別）内容一覧

分野	現行条例の内容			条例改正の内容(案)			
	対象者	項目	区分	対象者	項目	区分	
事業活動	事業者	温室効果ガスの排出状況の把握	○	(同左を継続)			
	事業者	環境マネジメントシステムの導入等	○	特定事業者	環境マネジメントシステムの導入促進	◎	
	事業者	環境報告書等による対策の実施状況の公表	○	(同左を継続)			
	特定事業者	排出量削減計画書・同報告書の提出等	◎	特定事業者	排出量削減計画書・同報告書の総合評価と低評価事業者の追加削減対策に係る制度の創設	◎	
	電気事業者	排出量削減計画書・同報告書の提出等	◎	(同左を継続)			
建築物	建築主	新築・増築建築物に係る省エネ等	○	(同左を継続)			
	特定建築主	特定建築物(新築・増築)の排出量削減計画書の提出等	◎	特定建築主	特定建築物(新築・増築)における府内産の木材利用	◎	
				特定建築主	特定建築物(新築・増築)における再生可能エネルギーの導入	◎	
	府			府	公共建築物への府内産の木材利用	◎	
	府			府	公共建築物への再生可能エネルギーの導入	◎	
	府民・事業者	建築物・敷地の緑化	○	(同左を継続)			
	特定緑化建築主	特定緑化建築物(新築・改築)等の緑化計画書の提出等	◎	(同左を継続)			
	府民・事業者・旅行者	公共交通機関等による自動車等の使用抑制	○	(同左を継続)			
	自動車使用者・保有者	エコドライブ実行	○	(同左を継続)			
	自動車運転者	アイドリング・ストップ実行	◎	(同左を継続)			
自動車交通	事業者	管理自動車運転者へのアイドリング・ストップ遵守指導等	◎	(同左を継続)			
	駐車場設置者等	駐車場でのアイドリング・ストップ周知	◎	(同左を継続)			
	自動車購入者等	エコカーの購入・使用	○	(同左を継続)			
	自動車販売事業者	自動車環境情報の説明、エコカーマイスターの設置	◎	(同左を継続)			
	大規模自動車管理者	エコドライブマイスターの設置	◎	(同左を継続)			
	事業者	物流に係る温室効果ガス排出抑制	○	(同左を継続)			
				特定事業者	エコ通勤対策に係る計画・報告書の作成・提出・公表	◎	
	電気機器等	事業者・府民	省エネ型電気機器等の優先的な使用等	○	(同左を継続)		
		事業者	省エネ型電気機器等の供給及び情報提供	○	(同左を継続)		
		電気機器販売事業者	省エネラベル表示、電気機器の省エネ性能の説明	◎	電気機器販売事業者	省エネラベル制度の拡充(規則事項:電気便座、蛍光灯器具を追加)	◎
電気機器等販売者		省エネマイスターの設置	◎	(同左を継続)			
自然エネルギー	事業者・府民	自然エネルギーの優先的な利用	○	(同左を継続)			
	電気事業者	自然エネルギーの導入拡大に係る計画の提出	◎	(同左を継続)			
				特定建築主	特定建築物(新築・増築)における再生可能エネルギーの導入<再掲>	◎	
グリーン購入	事業者・府民	環境配慮事業者等からの環境物品等の購入等	○	(同左を継続)			
	事業者	環境物品等の購入等推進のための方針の作成	○	(同左を継続)			
廃棄物	府民・事業者・旅行者	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用(3R)	○	(同左を継続)			
	事業者・府民	環境教育・環境学習の推進	○	(同左を継続)			
環境教育環境学習	事業者	従業員による地球温暖化防止活動の促進	○	(同左を継続)			
	大学等教育研究機関	地球温暖化防止に貢献する人材育成等	○	(同左を継続)			
	事業者・府民・団体等	森林の保全・整備・活用等	○	(同左を継続)			
森林の保全・整備				特定建築主	特定建築物(新築・増築)における府内産木材利用	◎	
				府	公共建築物への府内産木材利用<再掲>	◎	
環境産業の育成	事業者等	環境産業の育成、環境技術の開発促進	○	事業者等	省エネ等低炭素社会の形成に貢献する製品・サービスに対する評価制度の導入	□	
国際環境協力	事業者・府民・団体等	国際環境協力の推進	○	(同左を継続)			
府の取組		各種温暖化対策に係る施策の実施	○	府	地球温暖化など気候変動に対する適応策の実施	○	
		地球温暖化対策推進計画の策定	◎	府	京都発CO2排出量取引制度の構築	○	
		地球温暖化対策指針の策定	◎	(同左を継続)			
	府	率先実行(府庁自らの排出削減他)	◎	府	公共建築物への府内産木材利用<再掲>	◎	
				府	公共建築物への再生可能エネルギー導入<再掲>	◎	

※◎義務、○努力義務、□支援